

介護保険サービス利用の流れ:基本チェックリスト該当者の場合

富津市介護福祉課または地域包括支援センターにて相談
介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業等の説明

訪問または通所の
サービス等のみ利用したい

訪問介護、通所介護だけでなく訪問看護、
福祉用具貸与、住宅改修なども利用したい

基本チェックリストの実施

要支援・要介護認定申請

認定調査・主治医意見書の作成

非該当

基本チェックリスト該当者

介護認定審査会

非該当

要支援1・2

要介護1~5

介護予防ケアマネジメント作成依頼
市が被保険者証を発行

地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)と契約

介護予防ケアマネジメント

介護予防
サービス計画

居宅介護支援
事業所と契約
居宅サービス
計画

ケアマネジメントC

ケアマネジメントA

アセスメント:あなたの望む生活と現状(いま困っていること)とのギャップ(課題)と要因(なぜ課題
となっているのか)の分析し、生活機能を高めるための目標を設定します

ケアプラン原案作成:希望する生活の実現のための目標達成が目的にサービスを利用するた
め計画を立案します

サービス担当者会議:あなたの生活全体の課題や地域のサービス等
について情報や役割を共有します

あなたへの説明・同意。ケアプラン確定・交付

地域団体が行う
訪問または通所型
サービス等

事業所が行う
訪問または通所型
サービス等

介護予防サービス
(訪問看護、住宅
改修など)等

居宅サービス
(訪問介護、短期
入所など)等

施設サービス
(特別養護老
人ホーム等)

一般介護予防事業(富津市いきいき百歳体操、食の教室など)

モニタリング:ケアプランの実施状況を把握、目標の達成状況等を確認します